

建設関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-16 建設関係事業の取扱い
	<p>1 公的賃貸住宅等の供給計画については、住宅マスタープランを新町において策定する。 幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぎ運用する。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定する。</p> <p>2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。 共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。 管理人制度は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> <p>3 緑の基本計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>4 都市計画マスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。なお、出勤基準は、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。</p>

「協議第29号 建設関係事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-16 建設関係事業の取扱い
調整の内容	<p>1 公的賃貸住宅等の供給計画については、住宅マスタープランを新町において策定する。幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぎ運用する。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定する。</p> <p>2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。管理人制度は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> <p>3 緑の基本計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>4 都市計画マスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。なお、出勤基準は、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。</p>

15

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
公的賃貸住宅等の供給計画	<p>【住宅マスタープラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定年度 平成 15 年度 ・計画期間 平成 21 年度まで ・目的 全ての住民がゆとりをもって安心して暮すことのできる幕別らしい住環境の形成と効果的な住宅施策の実現を図る。 	<p>【住宅マスタープラン】 該当なし</p>	<p>【住宅マスタープラン】 該当なし</p>	<p>住宅マスタープランを新町において策定する。 幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぎ運用する。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
公的賃貸住宅等の供給計画（つづき）	<p>【幕別町公共賃貸住宅再生マスタープラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画年度 平成12～21年度 ・計画の目的 今後の建替再生計画を社会情勢の変化に伴って、公的住宅施策の基本的な方向、指針を総合的・体系的にまとめ上げ、帯広圏での役割を明確化する。 総合的で効率的な建替事業による公的住宅の再生を基礎とする整備計画を策定し、良好な居住環境形成への役割を先導的に担う。 	<p>【公共賃貸住宅再生マスタープラン】</p> <p>該当なし</p>	<p>【公共賃貸住宅再生マスタープラン】</p> <p>該当なし</p>	

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
公営住宅等	<p>【敷金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収金額 入居時における2カ月分の家賃相当額 ・敷金の減免又は徴収の猶予 入居者または同居者の収入が著しく低額であるとき。 入居者または同居者が病気にかかったとき。 入居者または同居者が災害により著しい損害を受けたとき その他、特別の事情があるとき ・還付 入居者が住宅を明渡すとき、還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。 敷金には利子をつけない <p>【共益費】 重ね（二階建て以上）の住宅団地1団地のみ定額で町が徴収（1戸当り400円/月） 他の重ねの住宅団地は自治会負担</p>	<p>【敷金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収金額 連帯保証人のいないもののみ入居時における3カ月分の家賃相当額 ・敷金の減免又は徴収の猶予 幕別町と同一 ・還付 幕別町と同一 <p>【共益費】 該当なし（共用部分の光熱費等は村負担）</p>	<p>【敷金】 該当なし</p> <p>【共益費】 該当なし（共用部分の光熱費等は村負担）</p>	<p>敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。</p> <p>共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。</p> <p>管理人制度は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
公営住宅等(つづき)	【管理人制度】 各住宅団地に1名管理人を任命し、共益費の集金、修繕すべき箇所の報告、入居者との連絡事務を行っている。	【管理人制度】 該当なし	【管理人制度】 該当なし	
緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・策定年度 平成15年度 ・計画年度 平成32年度まで ・概要 公園整備のほか公共施設及び民有地の緑の保全・育成を進める指針であり、札内西緑化重点地区等の地区設定も行っている。 	該当なし	該当なし	新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
都市計画マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> ・策定年度 平成15年度 ・計画年度 平成32年度まで ・概要 都市全体及び地域別の将来像並びに都市づくりの方針として策定している。 	該当なし	該当なし	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
都市計画区域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 8,210 ha 市街化区域 786 ha 市街化調整区域 7,424 ha ・地域指定の状況 用途地域 ア.第一種低層住居専用地域 214 ha イ.第二種低層住居専用地域 6.1ha ウ.第一種中高層住居専用地域 62 ha エ.第二種中高層住居専用地域 171 ha オ.第一種住居地域 51 ha カ.第二種住居地域 31 ha キ.準住居地域 12 ha ク.近隣商業地域 21 ha ケ.商業地域 6.4ha コ.準工業地域 43 ha サ.工業地域 168 ha シ.工業専用地域 0 ha 特別用途地区 ア.特別工業地区 119 ha 準防火地域 27.4ha 地区計画 ア.札内春日町北地区 2.3ha イ.札内桂町西地区 4.3ha ウ.札内北町北地区 4.7ha エ.札内暁町北地区 18.7ha オ.札内若草町南地区 8.1ha カ.札内あかしゃ町北地区 4.6ha キ.札内文京町西地区 4.8ha 平成16年9月に札内北栄地区地区計画を決定予定 	該当なし	該当なし	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
除排雪事業	<p>【出勤基準】 降雪10cm以上</p> <p>【除排雪手法等】 車道（郊外地） ア.両側路肩に押し分け、除雪 イ.排雪は行わない。</p> <p>車道（市街地） ア.両側路肩に押し分け、除雪 イ.堆積状況に応じて、雪捨場に排雪（平成15年度排雪実績 1回） 幹線道路、バス路線、交通量の特に多い路線のみ排雪</p> <p>歩道（郊外地） ア.幹線及び主要通学路を除雪し、 車道との間に堆積 イ.排雪は行わない。</p> <p>歩道（市街地） ア.幹線及び主要通学路を除雪し、 車道との間に投雪 イ.堆積状況に応じて、雪捨場に排雪（平成15年度排雪実績 1回） 幹線道路、バス路線、交通量の特に多い路線のみ排雪</p>	<p>【出勤基準】 幕別町と同一</p> <p>【除排雪手法等】 車道（郊外地） 幕別町と同一</p> <p>車道（市街地） ア.両側路肩に押し分け、除雪 イ.出勤毎に雪捨場に排雪（路外への投雪箇所については行わない。）</p> <p>歩道（郊外地） ア.幹線及び主要通学路を除雪し、 路外に投雪 イ.排雪は行わない。</p> <p>歩道（市街地） ア.幹線及び主要通学路は両側、それ以外の路線は片側を除雪し、 車道又は路外に投雪 イ.出勤毎に雪捨場に排雪（車道投雪分のみ）</p>	<p>【出勤基準】 降雪 8 cm以上</p> <p>【除排雪手法等】 車道（郊外地） 幕別町と同一</p> <p>車道（市街地） ア.両側路肩に押し分け、除雪 イ.出勤毎に一時堆積場に排雪（路外への投雪箇所については行わない。） ウ.その後に雪捨場に搬入</p> <p>歩道（郊外地） 該当なし（歩道未設置）</p> <p>歩道（市街地） ア.全路線について、除雪を行い、 車道又は路外に投雪 イ.出勤毎に一時堆積場に排雪（車道投雪分のみ） ウ.その後に雪捨場に搬入</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。なお、出勤基準は、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。</p>

先進事例

しゅうなんし
周南市(山口県)

- (1) 市町道等の管理等
市町道等の管理等について
市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。
市町道認定基準について
2市の認定基準を基本に、新たに制度等を創設する。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については市道とする。
認定外道路指定基準について
徳山市の例により調整する。
生活道路等について
徳山市の例により調整する。ただし、鹿野町の生活道路整備事業に関する内規による取扱いは、当分の間現行どおりする。
- (2) 都市計画区域及び用途地域
新市移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。
- (3) 下水道受益者負担金制度
現行のまま新市に引継ぐこととするが、将来的には賦課についての検討を行うものとする。

いなべ市(三重県)

- 1) 町道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、路線区分については、新市で調整するものとする。
- 2) 町道工事にかかる受益者の費用負担については、合併時に調整する。
- 3) 建設関係事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。
- 4) 公営住宅については、適正な管理・運営に努めるものとする。

げろし
下呂市(岐阜県)

建設関係事業

- (1) 町道等の新設・改良事業に関わる用地買収及び報償費については、合併時に調整する。
- (2) 道路占有料については、合併時に統一する。
- (3) 町道及び河川事業分担金については、合併時に廃止する。
- (4) 急傾斜地崩落防止対策事業分担金については、継続事業は現行のまま新市に引き継ぐ。新規採択事業については合併時に統一する。
- (5) 住宅の建設計画については、各町村の作成している住宅マスタープラン等を基に、老朽住宅の建て替え及び適正な維持管理に努めるとともに、公営住宅の供給を推進する。

都市計画関係事業

都市計画については当面現行のとおりとし、新市において全般的に都市計画区域等の見直しを図るものとする。

建設事業

- (1) 道路占用料については、道路法施行令に基づき、合併時に統一する。
- (2) 町道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市における道路認定基準については、合併時に定める。
- (3) 除雪対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、速やかに地域性を考慮した計画を策定する。
- (4) 雨水対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、速やかに地域性を考慮した計画を策定する。
- (5) 道路建設事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市建設計画に基づき、計画的に実施するものとする。

住宅事業

- (6) 町営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 家賃算定方法については、関係法令の規定に基づき、現行のとおりとする。
- (8) 敷金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (9) 駐車料金については、合併時まで調整する。
- (10) 住宅管理システムについては、合併後、速やかに調整する。
- (11) 住宅管理補助員の制度については、新市に引き継ぐ。
- (12) 入居者募集の方法については、関係法令の規定に基づき、公募する。
- (13) 連帯保証人については、柴田町及び大河原町の例により新市に引き継ぐ。
- (14) 住宅建設事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市において新たに公営住宅ストック総合活用計画及び住宅マスタープランを策定する。

都市計画事業

- (15) 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市において新たに策定する。
- (16) 都市計画区域及び都市計画用途地域は、新市において調整する。ただし、新計画ができるまでの間は、現行のとおり新市において取扱う。
- (17) 都市計画道路の計画は、新市において新たに策定する。ただし、実施中の都市計画道路は現行のとおり新市に引き継ぎ、新計画ができるまでの間は、現行のとおり新市において取扱う。
- (18) 土地区画整理事業の指導・支援要綱は、新市において新たに策定する。ただし、実施中の土地区画整理事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (19) 都市公園・広場等の維持管理は、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理方法については新市において調整する。
- (20) 都市公園・広場の占用料等については、建設事業により定める道路占用料により合併時に調整する。
- (21) 都市公園及び緑地等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たに整備計画を策定する。
- (22) 公園施設の使用料等については、合併時に、統一する。
- (23) 駐車場及び駐輪場の使用料等については、合併時に、統一する。ただし管理方法については、新市において調整する。
- (24) 大河原町駅前コミュニティセンターの使用料等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (25) 住居表示については、柴田町の例により新市に引き継ぎ、実施区域は新市において調整する。